

# 第3次奥多摩町行政改革大綱及び実施計画

【計画期間：平成22年4月～平成27年3月】

平成22年4月

東京都奥多摩町

### 第3次奥多摩町行政改革大綱及び実施計画の策定にあたって

はじめに

本町では、平成8年度に「第1次行政改革大綱」を、平成17年度には「第2次行政改革大綱」を策定し、年を追うごとに財政状況が厳しさを増す中で、行財政全般にわたり総点検を行ってきました。また、行政改革を推進するにあたっては、1.「事務事業の見直し」2.「定員管理の適正化」3.「給料等の適正化」の3つの項目を中心課題として、その適正化に努めてきました。

このことにより、第1次行政改革の8年間で約8億8千万円、第2次行政改革の5年間で約3億2千万円、あわせて13年間で約12億円の財政効果額を生み出しました。この中でも、特に職員の定員管理については、地方分権により多くの事務事業が市町村に移譲され仕事量が増す中、職員の協力のもと、課や係の統合を行うことで職員数を削減し、あわせて、職員一人当たりの仕事量を均衡化するため、事務のフラット化を推進し、平成17年度からの5年間で約10%の職員を削減してきました。

本町では、これまで2度にわたり行政改革大綱とこれに基づく実施計画を策定し、歳入面では、町税・使用料・手数料等の徴収強化、歳出面では、職員数の削減や人件費の抑制を図り、歳出全般にわたる削減に取り組んできましたが、しかしながらここ数年来の税収や地方交付税の減額など歳入環境は極めて厳しい状況となっています。

今後、少子高齢化社会の到来や地方分権の推進、地方交付税改革など、財政的に懸念される要素は一層大きくなると見込まれますが、将来にわたって安定した行財政運営を行っていくためには、さらなる抜本的な行政改革に取り組むことが不可欠であります。

そのため、第3次奥多摩町行政改革大綱及び実施計画を策定し、改革の歩みをさらに大きくしていきます。

平成22年4月

奥多摩町長 河村文夫

# 目 次

## ． 行政改革の進め方

## ． 3つの改革（基本的柱）

### しごとの改革

#### （１）【事務事業の見直し】

事務事業評価システムの推進	1
事務のフラット化の推進	2
行政経費の節減	2

#### （２）【情報化の推進】

庁内プロジェクトチームの推進	2
行政情報の発信と透明正性の確保	3
IT活用による住民サービスの提供と町政への住民参加の促進	3

#### （３）【持続可能な財政運営】

自主財源の確保	3
計画的な財政運営の推進	4
財政指標の公開	4

#### （４）【窓口サービスの充実】

親切で分かりやすい窓口対応	4
転入者向けガイドブックの作成	5
受付対応マニュアルの作成	5

### ひとの改革

#### （１）【職員資質の向上】

職員倫理の向上	6
職員の意識改革と責任の明確化	6

#### （２）【人材の育成】

人材育成の強化	7
人材確保のための柔軟な職員採用	7
人事評価システムの推進	7
昇任制度の見直し	8
成果主義に基づく給与体系の確立	8

### しくみの改革

#### （１）【組織・機構の見直し】

簡素で効率的な組織・機構の見直し	9
定員管理の確立	9

奥多摩病院経営の充実	10
第三セクターの改革	10
住民との協働の推進	10
地域力向上のための支援	11

**(2)【補助金の見直し】**

各種団体等への補助金の見直し	11
----------------	----

**(3)【都営水道一元化の推進】**

財政負担の軽減	11
水道課の廃止と職員の配置転換等	12

**(4)【過疎バス路線の維持】**

効率的な運行と補助金の節減	12
---------------	----

**(5) 環境に配慮したまちづくり**

地球にやさしい町をつくる	12
カーボンオフセット推進の町	13

## ．行政改革の進め方

行政改革大綱の計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 ケ年とします。行政改革の推進にあたっては、3 つの改革を基本的柱とする「第 3 次奥多摩町行政改革大綱」を策定します。また、大綱に記載した事項を着実に実行するため、「第 3 次奥多摩町行政改革実施計画」を策定してその実現に努めます。

## ．3 つの改革（基本的柱）

本町の第 3 次行政改革は、引き続き「しごとの改革」、「ひとの改革」、「しくみの改革」の 3 つを基本的な柱とし、3 つの柱が連携することでより質の高い行政運営と行政サービスの充実・向上を目指します。

### ◇しごとの改革◇

#### 大綱

本格的な地方分権の時代を迎え、住民主体の行政を実現させていくためには、限られた財源の中で「町民が何を望み」「何を優先すべきか」を選択していかなければなりません。そのためには、実施してきた事務事業に評価を与え、投資効果の少ない事務事業は見直すなど、行政経費をできるだけ抑えていかなければなりません。

このため、「しごとの改革」では、事務事業や行政経費の見直しを進めることで、持続可能な財政運営を確立していくとともに、より一層の行政情報の公開を推進することで、透明感と信頼感のある行政を推進していきます。

### （１）【事務事業の見直し】

#### 事務事業評価システムの推進

限られた財源の中で「住民が望んでいるもの」「住民のために優先すべきもの」を選択するため、実施してきた各種事務事業に客観的評価を与え、その評価に基づき「拡大」「縮小」「継続」「廃止」「民営化」など、スクラップアンドビルドを行っていきます。事務事業の評価にあたっては、毎年度、事務事業評価委員会で選定した分野について、事業担当課長が一次評価を行い、事務事業評価委員会が二次評価を行って、簡素で効率的、成果重視の行政運営を行います。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
事務事業評価システムの推進 (企画財政課)	22年度から 実施	<p>事務事業評価委員会において、評価事業を決定し、評価対象とした事務事業について、関係課長に周知し第 1 次評価を行わせる。</p> <p>第 1 次評価を行う所管課長に対する事務事業評価説明会を開催する。</p> <p>第 2 次評価を事務事業評価委員会が行い、評価を決定する。</p> <p>次年度の事務事業に評価を反映させる。</p> <p>* 評価対象事務事業は、おおよそ 3 ケ年以上の継続事業を対象とし、投資効果等が期待できない事務事業等については、廃止を含め検討する。</p>					

## 事務のフラット化の推進

職員数を削減し簡素で効率的な行政組織を構築するためには、ひとつの課や係に仕事量が偏在することなく均衡化することが重要です。このため、係の事務分掌を解消し課全体で仕事を配分する事務のフラット化を推進します。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
事務のフラット化の推進 (全課)	22年度から 実施	事務のフラット化の推進					

## 行政経費の節減

役場庁舎、病院、町営施設等の維持管理費をはじめとする各種経費は、行政を運営する上で欠くことのできないものですが、これら経費をできるだけ節減するため、昼休みの消灯や職員のエレベーター使用禁止、清掃委託の縮小化など、その抑制に努めてきました。今後は、IT技術や通信技術等の活用によるペーパーレス化、また公用車の小型車化を推進することで、さらなる行政経費の抑制に努め効率的な行政運営を行っていきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
行政経費の節減 (全課)	22年度から 実施	IT技術や通信技術等の活用によるペーパーレス化を一層推進する。 環境負荷の軽減にも役立つ公用車の小型化・ハイブリッド化を推進する。					

## (2)【情報化の推進】

### 庁内プロジェクトチームの推進

事務事業、組織・機構の見直しにより職員数を削減していますが、少数精鋭にして機動力のある行政組織を構築していくためには、課や職種に関係なく町の重要課題や施策に対して情報を共有し、様々な立場から建設的に議論し合うことが大切です。このため、各種施策を計画する際には、課の枠を超えて行政課題を検討することができるよう、庁内プロジェクトチームを推進します。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
庁内プロジェクトチームの推進 (企画財政課)	22年度から 実施	奥多摩創造プロジェクトチームの設置と下部組織として、健康福祉・生活環境・教育文化・観光産業・行財政の5つのワーキンググループを設置する。プロジェクトチームで懸案事項を抽出した後、下命を受け各ワーキンググループが懸案事項の解決に向け検討する。					

## 行政情報の発信と透明性の確保

インターネットの普及やテレビのデジタル化など情報化時代が一層加速しています。このため、インターネットによる「町ホームページ」・活字による「広報おくたま」・声による「行政おくたま」の広報媒体を活用して、まちづくりや住民の生活・福祉に関する情報など、行政情報の提供と透明化を図り、住民と行政とが情報を共有することで、より強固な信頼関係の構築に努めていきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
行政情報の発信と透明性の確保（全課）	22年度から実施	町ホームページ行政情報の充実を図る。 広報おくたまの充実を図る。 防災行政無線をデジタル化し、充実を図る。					

## IT活用による住民サービス提供と町政への住民参加の促進

町ホームページの活用により、住民票や印鑑証明をはじめ、住民の生活に直結するごみ収集など、各種申請書等がパソコンからダウンロードできるよう、住民サービスの向上に努めます。また、住民から直接意見を受ける「町長への手紙」を電子化し、制度の充実を図ることを通じて、町民の声が町政に反映されるよう町政への住民参加を促進します。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
IT活用による住民サービス提供と町政への住民参加の促進（関係課）	22年度から実施	町政に誰でも参加できるように町ホームページに「町長への手紙」を開設する。 町ホームページに「町長への手紙」を開設したことを「広報おくたま」等の広報媒体で広く周知する。					

## (3) 持続可能な財政運営

### 自主財源の確保

町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するためには、町税等の収入確保が不可欠であります。このため、税・使用料・手数料等の徴収率の向上を図るとともに、受益と負担の公平性を図り自主財源の確保に努めます。また、利用度や投資効果が少ない町有地や町有施設については、他の公共施設への転用を検討するとともに、未利用地や遊休地については売却するなどを検討していきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
自主財源の確保（関係課）	22年度検討・実施	税・使用料・手数料等の滞納徴収強化 未利用町有地等の公共施設への転用や売却を検討する。					

## 計画的な財政運営の推進

財政の健全化を図り、限られた財源の中で満足度の高い行政サービスを提供できるよう、予算の執行にあたっては、毎年度3ヵ年の実施計画を策定し、長期的、多面的視点に立った財政計画を策定し、計画的な財政運営を行います。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
計画的な財政運営の推進 (全課)	22年度から 実施	税・各種使用料に滞納が生じないよう徴収業務体制を強化する。 税負担の公平性の確保・受益者負担の適正化を推進するため、定期的に町広報等で啓発活動していく。 予算は「あるから使う」ではなく「要るから使う」を徹底普及する。 施設維持管理費・各種祭事等の業者委託経費等については、毎年度数社から見積りを取り経費の節減を図る。 消耗品をはじめ各種経常経費は、必要分を計画的に執行し、年度末に残額を消化することのないよう徹底する。					

## 財政指標の公開

本町の財政状況については、町ホームページに「財政状況等一覧表」「公債費負担適正化計画」「財政比較分析表」「財政健全化法に基づく財務4表の公表」など財政情報の公開に努めるとともに、毎月発行の「広報おくたま」にも、これら財政状況をわかりやすい手法で掲載し、町民の理解の増進に努めます。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
財政指標の公開 (企画財政課)	22年度から 実施	町ホームページに「財政状況等一覧表」「公債費負担適正化計画」「財政比較分析表」「財政健全化法に基づく財務4表の公表」など財政指標を公開する。					

## (4)【窓口サービスの充実】

### 親切で分かりやすい窓口対応

住民課に総合窓口係を設置して各種申請事務をはじめ、全庁的な窓口案内を行っています。今後は、町民の高齢化に伴い、より一層親切で分かりやすい対応が必要になってきます。このため、職員の職場研修や接遇研修等へ積極的に派遣して質の高い窓口対応を行なっていきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
親切で分かりやすい窓口対応 (住民課)	22年度から 検討・実施	職員用各種申請受付事務マニュアルの策定 受付窓口の簡素化(ワンストップサービス1窓口1申請) 接遇研修等への職員派遣(窓口職員)					

## 転入者向けガイドブックの作成

本町に転入してくる住民に対して、各種施設の紹介や窓口の紹介等、暮らしに直結した「転入者向けガイドブック」を作成し、住民課総合窓口係で配布することで、転入者にやさしい暮らしやすいまちづくりを推進します。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
転入者向けガイドブックの作成 (住民課)	22年度から 実施	転入者向けガイドブックの作成					

## 受付対応マニュアルの作成

役場には住民ばかりではなく、各種事業者や観光客など様々な人達が入り出ておりその対応も様々なものがあります。このため、役場職員には、やさしさと丁寧さに加え正確で迅速な対応が求められることから「受付対応マニュアル」を作成し、全職員が同じような対応ができるよう行政サービスを向上させていきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
受付対応マニュアルの作成 (住民課)	22年度から 実施	受付対応マニュアルの作成 接遇研修等への職員派遣(全職員)					

**大 綱**

従来は、政策は国、事業は地方自治体という基本的な構図があり、政策形成の主体を国に委ね、地方自治体は国の下部組織としての役割を担ってきました。

しかし、地方分権が推進される今日、自治体職員は、単なる実務能力だけでなく、問題意識と解決方策を立案し、具体的に実現していく政策形成能力が必要になります。このため、「職員資質の向上」と「人材育成」に取り組み、少数精鋭にして効率的・弾力的な組織を構築していきます。

**(1)職員資質の向上**

**職員倫理の向上**

職員は、公務に携わっていることを強く自覚するとともに、不正には厳しい態度で望むという意思を明確にするため、「職員倫理マニュアル」を策定し周知徹底を図ります。

《実施計画》 【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
職員倫理の向上 (総務課)	22年度から 実施	職員倫理の向上を目的に「職員倫理マニュアル」を策定し、職員に周知徹底する。					

**職員の意識改革と責任の明確化**

職員は、慣例・前例にとらわれることなく、新しい発想と経営感覚を持つとともに、一人ひとりが公務員であるという強い使命感と責任感をもって職務に取り組んでいきます。

《実施計画》 【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
職員の意識改革と責任の明確化 (全課)	22年度から 検討・実施	前例や慣習にとらわれず、常に新しい発想を持って職務に取り組むよう、管理職を中心に各職場内で士気高揚を図る。					

## (2)【人材の育成】

### 人材育成の強化

地方分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するため、各種研修機関等への派遣や内部研修の強化など、職員資質の向上と人材の育成に努めていきます。

《実施計画》 【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
人材育成の強化 (総務課)	22年度から 検討・実施	職員資質の向上を目的に、新人職員・ベテラン職員を問わず各種研修に職員を積極的に派遣する。					

### 人材確保のための柔軟な職員採用

地方分権型社会や情報化社会の進展に伴い、地方への権限委譲、各種情報公開や個人情報保護など、法務・情報・税務などの分野に専門職員を配置することで、迅速で適切な対応ができるよう、職員の採用については、新卒者にこだわることなく民間からも採用していきます。

《実施計画》 【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
人材確保のための柔軟な職員採用 (総務課)	22年度から 実施	民間からの中途採用者も含め、情報・法務・税務等の分野に専門職員の配置を検討する。					

### 人事評価システムの推進

職員の異動や昇任にあたっては、人事考課を最大限勘案するとともに、公平・公正な評価ができるよう評価者の研修強化に努めていきます。

《実施計画》 【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
人事評価システムの推進 (総務課)	22年度から 検討・実施	評価者と職員のヒヤリングの実施 評価者のための研修の実施 自己の評価に対する閲覧権の付与の検討 職員の目標管理制度の導入					

## 昇任制度の見直し

職員の昇任については、外面的な要素である年齢や勤続年数という年功序列制度を廃止し、適正・能力・やる気といった内面的要素で昇任するよう進めてきました。今後も年齢に関係なくやる気や能力のある職員を昇任させることで、行政資質の向上に努めていきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
昇任制度の見直し (総務課)	22年度から実施	年功序列型人事を廃止し、適正や能力のある職員が昇任する制度を構築する。					

## 成果主義に基づく給与体系の確立

努力をしてもしなくても同じ給与であるという職場環境は、努力する者がやる気をなくし、結果として組織全体の活力を失うことにつながりかねません。このため、職員の目標管理制度や人事考課を基本に、努力している職員とそうでない職員の給与に成果が反映されるよう、成果主義を導入し良い意味での競争力を醸成します。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
成果主義に基づく給与体系の確立 (総務課)	22年度から検討・実施	努力をしている職員とそうでない職員の給与に目標管理制度や人事考課に基づく成果主義を導入する。 * 給与総額は上昇させず、努力をしている職員とそうでない職員の給与に成果を反映させる。					

大綱

地方分権に伴う基礎的自治体の役割の増大や住民ニーズの多様化に対応して、簡素で効率的な行政組織を構築するため「組織・機構の見直し」「職員定数の見直し」を行うとともに、限られた財源の中で、住民の多様な行政需要に対応するため「住民との協働」を推進します。また、行政の守備範囲を明確にした上で「補助金等の見直し」を行うとともに、住民が暮らしやすい町にするため「公共下水道の整備」を促進し、安心して安全な飲料水が提供できるよう「都営水道一元化」を図ることで、行政コストの縮減と住民サービスの向上に努めていきます。

(1)【組織・機構の見直し】

簡素で効率的な組織・機構の見直し

新たな行政課題や多種多様な住民ニーズに対応するため、簡素でより柔軟的、弾力的な組織・機構の見直しを行い、住民に分かりやすい効率的な組織を構築します。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
簡素で効率的な組織・機構の見直し (総務課)	22年度から実施	課・係の統廃合の推進 民間にできる業務は委託化を検討する。					

定員管理の見直し

第2次行政改革(平成17年度~21年度)の5カ年において、課・係の統廃合により職員数をおよそ10%削減しましたが、今後も地方分権に伴う事務事業の増加や、少子高齢化に伴う新たな事務事業の推進には最低限の職員数の確保が必要です。このため、第3次行政改革では、各種団体等への職員派遣を行うなど給与総額を抑制する新たな定員管理に努めていきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	具体的計画内容							時 期				
	年度	職員総数	退職数	採用者数	増減者数	外部派遣者	備 考	22	23	24	25	26
定員管理の見直し (総務課) <u>平成17年4月1日</u> <u>を基準とする平成</u> <u>26年4月1日の削</u> <u>減率11.2%</u>	17	142										
	21	128	20	6	14							
	22	126	5	5	0	3	22.4.1					
	23	126	0	0	0	3	23.4.1					
	24	127	1	0(2)	1	1	24.4.1					
	25	126	5	4	1	1	25.4.1					
	26	126	6	6	0	1	26.4.1					
	計			17	17	0						
<u>22~23年度の外部派遣者3の内、1名はグリーンウッドへの派遣で職員総数に含めるが、残る2名は都への派遣のため職員総数に含めない。24年度は都の派遣終了で2名帰庁し127名となるが25年度に1名削減する。派遣者の給与は派遣先で支給。</u>												

## 奥多摩病院経営の充実

町立奥多摩病院は、東京都の2次救急医療機関の指定を受け24時間体制で診療にあたっていますが、山間僻地病院であることから病床利用率が40%台と低迷しており、不採算病院となっております。このため、奥多摩病院改革プランに基づき、病床利用率を高めるとともに、西多摩地域の公立病院との病・病連携により、効率的な病院運営に努めていきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
奥多摩病院経営の充実 (奥多摩病院)	22年度から 検討・実施	地域医療の充実を図るために、保健・医療・福祉の連携を強化する。診療科目及び診療時間の拡大を検討・実施するなど、診療体制の充実を図る。 西多摩地域の公立病院との病・病連携により、効率的な病院運営に努める。 一般会計からの繰入金を削減する。					

## 第三セクターの改革

町の出資額が78.4%の第三セクター(奥多摩総合開発株式会社)の経営状況は、黒字経営をしているものの経常利益は少なく、利益のほとんどが短期借入金や長期負債の金利払いに充てられ効率の悪い財務体質となっております。このため、町や関連企業の出資により、内部留保資金を厚くし自己資本比率を高めることで、短期借入金の抑制と長期負債の解消を図り、健全で安定的な財務体質に改善します。第三セクターを改革することで、雇用の場の少ない本町にあって、住民の雇用の場の確保と雇用の拡大を図っていきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
第三セクターの改革 (企画財政課)	22年度から 実施	町と関連企業の出資により、内部留保を厚くすることで、借入金等に係る金利払いを抑制し黒字化を高める。 短期借入金の抑制と長期負債を解消することで、安定的な財務体質を確立し、住民の雇用の場の確保と拡大を図る。					

## 住民との協働の推進

各種行政施策を実施する際には、計画段階から住民を委員とする検討委員会を設置して、住民の意見が町づくりに反映されるよう、住民と行政が協働する町づくりを推進します。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
住民との協働の推進 (関係課)	22年度から 実施	各種計画への住民参加を促進する。(公募の促進) 身近なまちづくり地区担当制度を充実する。(8自治会へ職員派遣)					

## 地域力向上のための支援

過疎と少子高齢化の進展に伴い自治会組織の弱体化が懸念される中、住民が暮らしやすい地域をつくるために展開する様々な地域活動に対して、各種団体やNPO、地元企業などと連携することで地域力が向上するよう支援していきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
地域力向上のための支援 (企画財政課)	22年度から 実施	住民が提案できるまちづくり制度「身近なまちづくり支援事業」を推進する。					

## (3)【補助金等の見直し】

### 各種団体等への補助金の見直し

各種団体等への補助金については、行政が行うべき守備範囲を明確にした上で、必要性・公益性・公平性等を勘案し、目的が達成されたもの、慣例で継続しているもの、組織が形骸化したものなどについては廃止し、また、毎年度の実績報告に基づき、繰越金が町の補助金を上回る団体については補助金を減額するなど、補助金の見直しを行っていきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
各種団体等への補助金の見直し (全課)	22年度から 実施	各種団体等への補助金の見直しを図る。また、町からの年額補助金以上の額を翌年に繰り越している団体等については、補助金を減額する。					

## (4)【都営水道一元化の推進】

### 都営一元化による財政負担の軽減

町民の長年の念願であった町営水道が、平成22年4月より都営水道に一元化されることにより、安心で安全で質の高い水道サービスを受けることとなります。また、都営水道一元化により毎年度の水道事業への一般会計からの繰出金が解消するとともに、水道事業に係るすべての町の財産と負債は東京都に移管されることから、町の財政負担が大幅に軽減されます。

《実施計画》

【 : 検討・準備 : 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
都営一元化による財政負担の軽減(関係課)	22年度から 実施	都営一元化の推進(用地権利関係等の整理業務) 都営一元化の財政負担の軽減					

## 水道課廃止に伴う職員の配置転換等

都営水道一元化に伴い、水道課が廃止されることから、一部の職員については配置転換を行い、また、一部の職員については都営水道一元化が軌道に乗るまでの間、都に派遣するなど効率的な職員配置を行います。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
水道課廃止に伴う職員の配置転換等 (関係課)	22年度から実施	水道事業都営一元化に伴い水道課を廃止し、他部署へ配置転換を行うことで組織全体の充実を図る。 東京都水道局へ職員を派遣することで、スムーズに都営一元化に移行できるよう対応する。					

## (5) 過疎バス路線の維持

### 効率的な運行と補助金の節減

住民の最も身近な公共交通機関として、また観光客の移動手段として定着している路線バスについては、過疎化の進行と観光客の減少により利用者が減少しており、毎年バス事業者の赤字額を町が補てんすることで路線を維持している状況です。一方で住民の高齢化率が40%を超える中、高齢者の自家用車離れが懸念されており、その上、観光立町を標榜する町にとって観光客の移動手段でもある路線バスは必要不可欠なものであります。このため、定期的にバス事業者との検討会議を開催して、バス利用者の増加策はもとより適正で効率的な運行を行うことで、町補助金の節減を図ります。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
効率的な運行と補助金の節減 (企画財政課)	22年度から実施	効率的にバス路線を維持するため、定期的にバス事業者との検討会議を開催する。 バス利用者の増加策を検討することで町補助金の節減を図る。					

## (6) 環境に配慮した町づくり

### 地球にやさしい町をつくる

地球温暖化防止対策のため、役場本庁舎をはじめとする各種公共施設における電気やガソリンなどの使用を節減することで、地球にやさしい町をつくります。また、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)削減目標を明確にした実行計画を策定し、全庁をあげて二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を削減します。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
地球にやさしい町をつくる (全課)	22年度から実施	奥多摩町地球温暖化防止計画に基づき、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )の積極的な削減に努める。 環境にやさしい公用車の導入を推進する。					

## カーボンオフセット推進の町

本町の行政面積は、東京都の行政面積の10%を保有し、その内の94%が豊かな森林で覆われています。この豊かな森林は、二酸化炭素を(CO2)を吸収する機能を有しています。このため、カーボンオフセットを検討している企業や団体等に対して森林環境の整備促進を通じて可能な限り協力していきます。

《実施計画》

【 : 検討・準備

: 実施・継続】

項目及び推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			22	23	24	25	26
カーボンオフセット推進の町 (企画財政課)	22年度から検討・実施	カーボンオフセットを研究し、町有林の積極的な提供を推進する。 町ホームページに森林の果たす役割をPRする。					